

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 29 日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を
構成するモノマー等について」の一部訂正について

今般、標記について、消費者庁食品衛生基準審査課長から、別添のとおり各都道府県等衛生主管部（局）長宛てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 28 日

(別記) 御中

消費者庁食品衛生基準審査課

「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を
構成するモノマー等について」の一部訂正について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）長等宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係者への周知等をお願いします。

(別記)

公益社団法人 日本食品衛生協会
一般社団法人 食品衛生登録検査機関協会
クロップライフジャパン
一般財団法人 食品産業センター
畜水産品残留安全協議会
公益社団法人 日本輸入食品安全推進協会
一般社団法人 全国農業協同組合中央会
一般社団法人 大日本水産会
公益社団法人 日本食肉協議会
一般社団法人 日本食肉加工協会
公益社団法人 日本食肉市場卸売協会
一般社団法人 日本畜産副産物協会
全国食肉生活衛生同業組合連合会
公益社団法人 畜産技術協会
全国食肉事業協同組合連合会
一般社団法人 日本食鳥協会会長
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会
日本羊腸輸入組合
日本食肉輸出入協会
日本ゼラチン・コラーゲン工業組合
日本ハム・ソーセージ工業協同組合
日本エキス調味料協会
一般社団法人 日本卵業協会
全国漁業協同組合連合会
日本鰻輸入組合
一般社団法人 全国発酵乳乳酸菌飲料協会
全国農協乳業協会
一般社団法人 日本乳業協会
全国乳業協同組合連合会
一般社団法人 日本アイスクリーム協会
チーズ普及協議会
日本輸入チーズ普及協会
一般社団法人 全国清涼飲料連合会
公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会
一般社団法人 全国はちみつ公正取引協議会

一般社団法人 全国ローヤルゼリー公正取引協議会
日本ナッツ協会
油糧輸出入協議会
飼料輸出入協議会
公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会
日本チェーンストア協会
一般社団法人 日本百貨店協会
日本生活協同組合連合会
主婦連合会
一般社団法人 全国消費者団体連絡会
一般社団法人 日本食品添加物協会
公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
一般社団法人 日本栄養評議会
一般社団法人 日本健康食品規格協会
公益社団法人 日本通信販売協会
一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会
一般社団法人 健康食品産業協議会
印刷インキ工業会
エンブラ技術連合会
可塑剤工業会
合成樹脂工業協会
シリコーン工業会
軟包装衛生協議会
ウレタンフォーム工業会
ウレタン原料工業会
一般社団法人 日本ゴム工業会
日本スチレン工業会
日本製缶協会
日本接着剤工業会
日本プラスチック日用品工業組合
日本ポリエチレン製品工業連合会
日本ポリオレフィンフィルム工業組合
日本ポリプロピレンフィルム工業会
発泡スチレンシート工業会
PETトレイ協議会
PETボトル協議会
ポリカーボネート樹脂技術研究会

一般社団法人 日本ゴム協会
一般社団法人 日本乳容器・機器協会
一般社団法人 日本プラスチック食品容器工業会
一般社団法人 日本冷凍食品協会
一般社団法人 日本惣菜協会
公益財団法人 日本食品油脂検査協会
一般財団法人化学研究評価機構 食品接触材料安全センター
発泡スチロール協会
一般社団法人 日本電機工業会
一般社団法人 日本食品機械工業会
日本バイオプラスチック協会
一般社団法人 日本塗料工業会
PETボトルリサイクル推進協議会
日本スチレン工業会
日本製紙連合会
一般社団法人 日本弗素樹脂工業会
創包工学会
日本プラスチック工業連盟
公益社団法人 日本包装技術協会
一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会
全折食品容器連合会
内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課
厚生労働省健康・生活衛生局 食品監視安全課
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課
農林水産省消費・安全局食品安全政策課
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課
農林水産省畜産局牛乳乳製品課
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ資源循環経済課
経済産業省製造産業局素材産業課
経済産業省製造産業局生活製品課
経済産業省商務情報政策局情報産業課
環境省環境再生・資源循環局総務課

消 食 基 第 350 号
令和 7 年 5 月 28 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を
構成するモノマー等について」の一部訂正について

食品用器具及び容器包装に係るポジティブリスト制度において、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等については「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等について」（令和 5 年 11 月 30 日付け健生食基発 1130 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）でお示ししてきたところですが、その内容の一部に誤りがあったことから、別紙のとおり訂正いたします。

つきましては、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないよう配意をお願いします。

(別紙)

訂正箇所	正	誤																
別紙 13 のアルケン類を主 なモノマーとする重合体 の任意の物質、12-アミ ノウリン酸の使用制限 等 ※下線の記載を追加	別紙 13 アルケン類を主なモノマーとする重合体	別紙 13 アルケン類を主なモノマーとする重合体																
	<table><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr><tr><td>任意の物質</td><td></td></tr><tr><td>12-アミノラウリン酸</td><td><u>重合体に分子量 1000 以上の エチレングリコール重合体部 分を有する場合には、必須モ ノマーに係る使用制限等の記 載に関わらず、必須モノマー の合計は当該エチレングリコ ール重合体部分を除く重合体 の構成成分に対して 50%以上 であること。</u></td></tr></table>	名称	使用制限等	任意の物質		12-アミノラウリン酸	<u>重合体に分子量 1000 以上の エチレングリコール重合体部 分を有する場合には、必須モ ノマーに係る使用制限等の記 載に関わらず、必須モノマー の合計は当該エチレングリコ ール重合体部分を除く重合体 の構成成分に対して 50%以上 であること。</u>	<table><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr><tr><td>任意の物質</td><td></td></tr><tr><td>12-アミノラウリン酸</td><td></td></tr></table>	名称	使用制限等	任意の物質		12-アミノラウリン酸					
	名称	使用制限等																
任意の物質																		
12-アミノラウリン酸	<u>重合体に分子量 1000 以上の エチレングリコール重合体部 分を有する場合には、必須モ ノマーに係る使用制限等の記 載に関わらず、必須モノマー の合計は当該エチレングリコ ール重合体部分を除く重合体 の構成成分に対して 50%以上 であること。</u>																	
名称	使用制限等																	
任意の物質																		
12-アミノラウリン酸																		
別紙 18 のグルコース単独 重合体又は化学修飾処理 されたセルロースの任意 の化学処理	別紙 18 グルコース単独重合体又は化学修飾処理されたセルロース	別紙 18 グルコース単独重合体又は化学修飾処理されたセルロース																
	<table><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr><tr><td>任意の化学処理</td><td></td></tr><tr><td>ヒドロキシエチル化処理</td><td></td></tr><tr><td>ヒドロキシプロピル化処理</td><td></td></tr></table>	名称	使用制限等	任意の化学処理		ヒドロキシエチル化処理		ヒドロキシプロピル化処理		<table><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr><tr><td>任意の化学処理</td><td></td></tr><tr><td>ヒドロキシルエチル化処理</td><td></td></tr><tr><td>ヒドロキシルプロピル化処理</td><td></td></tr></table>	名称	使用制限等	任意の化学処理		ヒドロキシルエチル化処理		ヒドロキシルプロピル化処理	
	名称	使用制限等																
任意の化学処理																		
ヒドロキシエチル化処理																		
ヒドロキシプロピル化処理																		
名称	使用制限等																	
任意の化学処理																		
ヒドロキシルエチル化処理																		
ヒドロキシルプロピル化処理																		

訂正箇所	正	誤
別紙 21 の被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体の有機化合物中、 上記以外の化合物 ※下線の記載を削除	別紙 21 被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	
	別紙 21 被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	